

平成25年度補正

医療国際展開加速化促進事業
(日本式医療拠点化機器導入支援事業)

公 募 要 領

平成26年3月

一般社団法人 Medical Excellence JAPAN

平成25年度補正「医療国際展開加速化促進事業
(日本式医療拠点化機器導入支援事業)」

公募要領

目 次

I. 補助事業の概要	1
1. 補助事業の目的	
2. 補助対象事業者	
3. 補助事業の内容	
4. 補助事業の実施期間	
5. 成果の帰属	
6. 補助事業者の義務	
7. 応募から事業開始までの流れ	
II. 応募資格	5
1. 応募資格	
2. 要件	
3. その他	
III. 応募手続	10
1. 応募者	
2. 応募書類と提出部数	
3. 公募期間、応募書類の提出先	
4. 公募説明会の開催	
IV. 審査・選定	13
1. 審査の方法および手順	
2. 審査基準	
3. 採択された場合の留意点	
V. その他	16
・問い合わせ先	
・質問状	

I. 補助事業の概要

1. 補助事業の目的

本補助事業は、日本が医療圏形成を目指す地域に対して、日本式医療拠点を設置して我が国が有する優れた医療技術とサービスを導入することを目的としています。具体的には、FS 調査等により事業性が高いと思われる案件において、日本の医療機器・設備の導入を行い、i) 日本の医療技術・医療機器を導入したセンターにて現地医療スタッフの教育・研修を実施、ii) 日本式医療を提供する病院の運営準備などを行い、もって、我が国の医療国際展開の加速化を促進し、日本再興戦略の実現に寄与することを目的としています。

2. 補助対象事業者

本補助金における補助対象事業者は、原則として法人格を有する民間事業者または団体で、事業終了後の機器・設備等の管理・運営等を責任もって実施することができる者となります。

3. 補助事業の内容

(1) 応募対象となる事業

本補助事業の目的に鑑み、日本の医療サービス・医療機器等の国際展開の加速化促進に関する事業であり、かつ既に一定の調査が終わり、本補助事業期間内に医療機器等の購入・設置等が完了する事業（なお、医療機器等の所有権は、対象事業者が日本国内において保有すること）を応募対象とします。また、この補助事業終了後に、自立的、継続的に事業展開を行っていくことを前提としている事業とします。

補助事業を行う対象国・地域は以下を含むことを想定しています。ただし、より実効性が高い提案がある場合はこの限りではありません。

- ① 極東ロシア、② 東南アジア、③ 中東、④ 中央アジア、⑤ ヨーロッパロシア、⑥ 南米、⑦ 中国、⑧ インド、⑨ アフリカ

なお、特定の医療機器や医薬品の販売、開発、輸出だけを目的とした事業およびそのための市場調査は応募の対象となりませんので、ご注意ください。

(2) 補助対象となる経費

補助事業の対象経費は、日本式医療機器購入費及び導入・据付けに係る施工費となります。この導入、据付けに係る人件費や旅費等の諸経費は対象となりませんので、ご注意ください。

補助金の支払は、原則として、事業終了後の精算払となります。

支払額の確定は、事業終了後、事業者より提出いただく実績報告書に基づき、原則として現地調査を行い、支払額を確定します。支払額は、補助対象経費のうち、交付決定額の範囲内であって、実際に支出を要したと認められる費用の合計となります。このため、全ての支出には、その収支を明らかにした帳簿及び領収書等の証拠書類が

必要となります。また、支出額及び内容についても厳格に審査し、これを満たさない経費については、支払額の対象外となる可能性もあります。

補 助 対 象 事 業	
補 助 対 象 経費の区分	内 容
(1) 機器購入費	海外の医療施設において設置する医療機器購入費
(2) 施工費	上記医療機器の導入、据付け等に係る施工費

(3) 補助率、補助金の金額および採択予定件数

補助対象経費の1/2以内（医療機器購入費、医療機器導入に係る施工費等）

本補助事業は、1件当たり補助額2億円程度の規模とし、2件程度を予定しています。

具体的な金額については、事業計画と予算額の内容を精査の上、決定します。事業は原則として、将来的に事業主体となることが想定される事業体を実施するものとします。

4. 補助事業の実施期間

本補助事業の実施期間は、補正予算の性質上、交付決定後、補助事業に係る設備や調査の発注等、速やかに事業に着手（遅くとも平成26年3月末まで）し、原則として平成26年3月末までに事業を完了することとします（注）。ただし、正当な理由により期間内に本事業を終了できない場合には、その理由について報告を行っていただくことにより、正当と認められた範囲で事業実施期間の延長を行うことが出来る場合があります。

なお、審査の結果、採択条件として事業期間の短縮が求められた場合には、経済産業省ならびにMEJと申請者との間で事業期間の変更について協議します。

また、本補助事業に係る経費のうち、計上できる経費には、交付決定日以降、補助事業完了日までに支出が発生するものが対象となります。ただし、代表団体から参加団体等への委託契約期間は、代表団体による参加団体等の委託金額確定検査期間に配慮し、最長でも補助事業完了日の1週間前までの期間としていただきます。

5. 補助事業者の義務

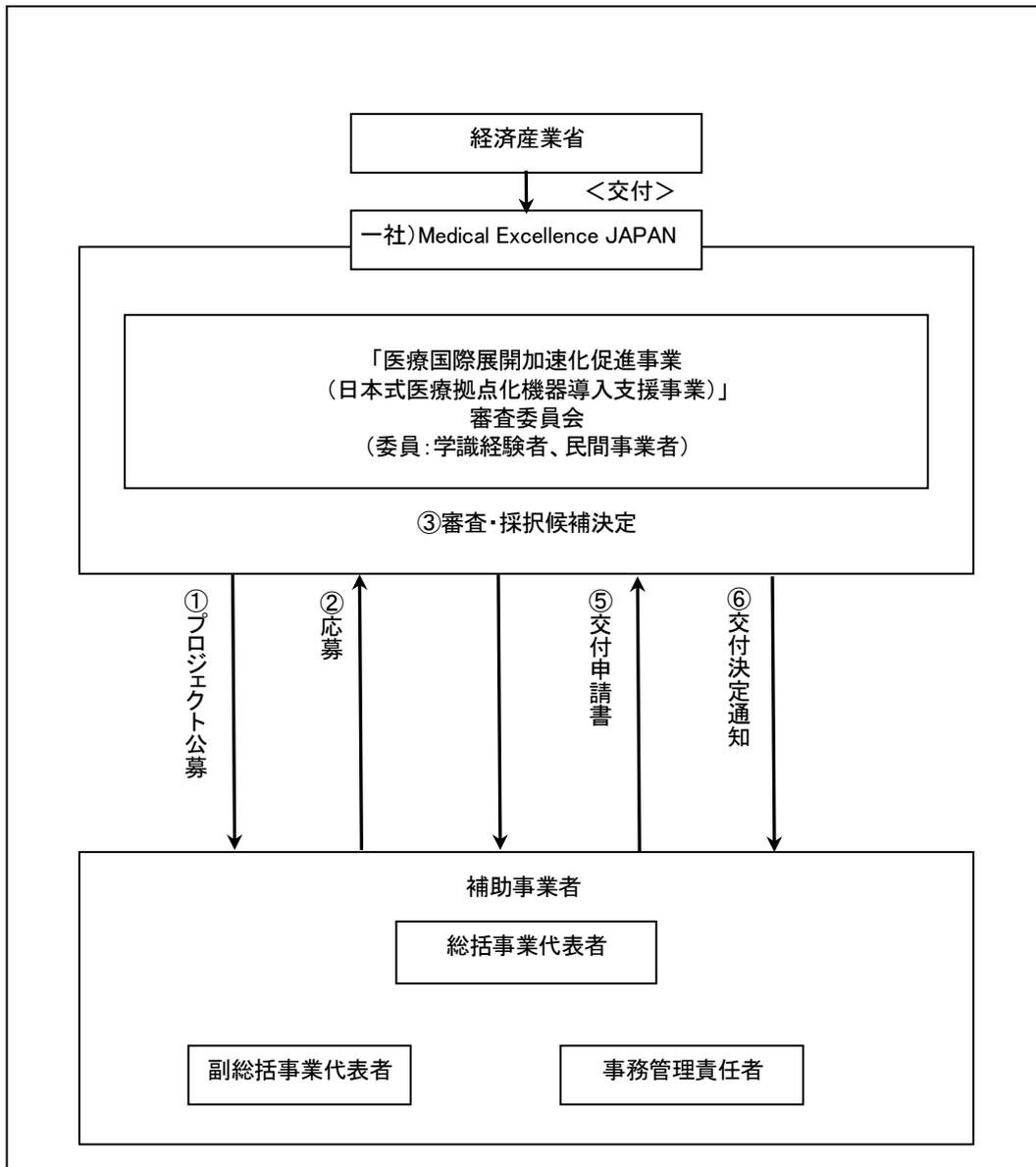
本補助金の利用に際しては、以下に記載した事項の他、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律等の規定を遵守していただくこととなりますので御留意ください。

- (1) 補助事業者は、交付決定を受けた後、補助事業の経費の配分または内容を変更しようとする場合、若しくは補助事業を中止または廃止しようとする場合は、事前に承認を得なければなりません。
- (2) 補助事業者は、補助事業の交付年度中間の進捗状況の報告を求められた場合、速やかに報告しなければなりません。
- (3) 補助事業者は、補助事業を完了した場合または補助事業終了後、実績報告書を提出しなければなりません。
- (4) 補助事業者は、補助事業により取得した財産または効用の増加した財産については、補助事業の終了後も善良なる管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って効果的運用を図らなければなりません。なお、当該取得財産等については、「取得財産管理台帳」を備えて、別に定める財産処分制限期間中、的確に管理しなければなりません。
- (5) 補助事業者は、当該取得財産等については、別に定める期間においては、処分（補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、貸付けまたは担保に供すること）はできません。ただし、やむを得ない不測の事態の発生等により、当該取得財産等を処分する必要があるときは、事前に承認を受けることにより、当該取得財産等の処分も可能ですが、その場合には、原則として、補助金の一部または全額を返納していただくこととなります。
- (6) 補助事業者は、補助事業に係る経理について、その収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、補助事業の完了した日の属する国の会計年度の終了後5年間保存しなければなりません。
- (7) 補助事業の完了した日の属する補助事業者の会計年度の終了後、雇用創出の状況（労働法制の遵守状況を含む）について報告していただくこととなります。報告年数は、原則、申請書の雇用効果を達成するまで報告していただくこととなります。
- (8) 補助事業に関係する調査への協力、その他事業成果を発表していただく場合があります。

7. 応募から事業開始までの流れ

応募から事業開始までの流れは、以下のとおりです。なお、応募・採択状況によっては再度公募を行う可能性があります。

- ・平成26年3月4日：プロジェクト公募（下図①）
- ・平成26年3月5日～24日：応募（下図②）
- ・平成26年3月25日～27日：審査・採択候補決定、（下図③、④）
- ・平成26年3月末：交付申請、交付決定（下図⑤、⑥）



Ⅱ. 応募資格

1. 応募資格

本補助事業の応募資格は、以下に掲げるすべての条件を満たしていることが条件となります。

- A. 医療の海外展開についての経験を有し、かつ、事業目標の達成および事業計画の遂行に必要な組織、人員を有していること
- B. 当該補助事業を遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ資金等について十分な管理能力を有していること
- C. 一般社団法人 Medical Excellence JAPAN と密接に連携できる体制を有していること

2. 補助事業者の要件

補助事業者は、自ら本補助事業の一部を実施するとともに本補助事業の運営管理を行い、知的所有権を含む財産管理等の事業管理および事業成果の普及等を行う機関です。また、MEJ からの補助事業の受託者として、受託責任を有します。

したがって、補助事業者には、以下の要件を満たすことが求められます。なお、本補助事業期間の途中でも、以下の要件を満たさなくなった場合、補助契約を取り消すことがありますので留意してください。

(補助事業者の資格要件)

- (i) 補助事業者として業務を遂行するに十分な管理能力があり、そのための人員等の体制が整備されていること。
- (ii) 本補助事業を受託、実施できる財政的健全性を有していること。
- (iii) 総括事業代表者（プロジェクトリーダー）および事務管理責任者を任命していること。

① 総括事業代表者(プロジェクトリーダー)・副総括事業代表者(サブリーダー)

総括事業代表者は、事業の計画立案、実施および成果管理を総括する自然人で、補助事業者に所属する者とします。

副総括事業代表者は、総括事業代表者を補佐し、必要に応じてその代理を務める自然人で、補助事業者に属する者とします。

総括事業代表者および副総括事業代表者には、以下の要件を満たすことが求められます。なお、本補助事業期間の途中でも、以下の要件を満たさなくなった場合は、交代を求めるなど必要な措置をお願いすることがあります。

(資格要件)

- (i) 本補助事業に関して高い見識と管理能力を有し、事業計画の企画立案とその実施等について総括を行うことができる能力を有していること。
- (ii) 本補助事業のために必要かつ十分な時間が確保できること。
- (iii) MEJ からの連絡、指示、問合せに対して速やかに自ら対応、回答できること

と。

② 事務管理責任者

事務管理責任者は、補助事業の契約、経費管理および手続きを総括する自然人で、補助事業者に所属する者とします。

事務管理責任者には、以下の要件を満たすことが求められます。なお、本補助事業期間の途中でも、以下の要件を満たさなくなった場合は、交代を求めるなど必要な措置をお願いすることがあります。

(資格要件)

- (i) 本補助事業に関して高い管理能力を有し、事業の事務管理について総括を行うことができる能力を有していること。
- (ii) 本補助事業のために必要かつ十分な時間が確保できること。
- (iii) MEJ からの連絡、指示、問合せに対して速やかに自ら対応、回答できること。

3. その他

(1) 重複応募・重複事業参画の制限

同一の内容で、既に経済産業省または他省庁等の補助事業または委託事業等による採択を受けている場合、または採択が決定している場合は、応募できません。また、経済産業省または他省庁に係る類似性の高い事業を実施中または予定している場合について、提案するプロジェクトとの役割分担や仕分けが応募書類に明確に記載されていない場合は、採択の対象から除外されます。なお、交付決定通知後に判明した場合には、交付決定を取り消すことがあります。

(2) 不適正経理に伴う応募資格の停止

本補助事業において、不適正経理等を行ったために、補助費の全部または一部を返還させられた代表団体および参加団体等については、一定期間、経済産業省の補助事業および委託事業等への参画が認められないことがあります。

(3) 不支給要件に抵触する事業者の排除

以下の不支給要件に抵触する事業者は、本補助金の対象となり得ませんので、ご注意ください。交付決定時には不支給要件に抵触しない旨の誓約書の提出が条件となります。

不支給要件

- ① 経済産業省からの補助金交付等停止措置または指名停止措置が講じられている者
- ② 次のいずれかに該当する事業者
 - イ) 事業主、または事業主が法人である場合当該法人の役員または事業所の業務を統括する者その他これに準ずる者（以下、「役員等」という。）のうちに暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）に該当する者および暴力団の構成員等の統制の下にあるもの（以下「暴力団員等」という。）のある事業所
 - ロ) 暴力団員等をその業務に従事させ、または従事させるおそれのある事業所
 - ハ) 暴力団員等がその事業活動を支配する事業所
 - ニ) 暴力団員等が経営に実質的に関与している事業所
 - ホ) 役員等が自己若しくは第三者の不正の利益を図りまたは第三者に損害を加える目的をもって、暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団を言う。以下同じ。）の威力または暴力団員等を利用するなどしている事業所
 - ヘ) 役員等が暴力団または暴力団員等に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している事業所

- ト) 役員等または経営に実質的に関与している者が、暴力団または暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している事業所
- チ) イからニまでに規定する事業所であると知りながら、これを不当に利用するなどしている事業所

Ⅲ. 応募手続

1. 応募者

応募は、本事業者の長が行って下さい。また、応募に際しては、事業者の長の押印が必要です。

2. 応募書類と提出部数

応募書類は作成要領に従って作成し、以下の必要部数を一つの封筒等にまとめて提出してください。

応募書類の提出部数については、以下に示す、①の公募申請書（様式1）から⑥の事業者等の概要（様式6）までをセットしたもの7部（ただし財務諸表は別添としてください）、および⑦の申請受理票（様式7）1部、またそれらの電子ファイルと⑧返信用封筒1枚を併せて提出してください。

① から⑦の書類以外の補足資料、パンフレット等は提出を禁止します。

- ①公募申請書（様式1） <7部>
- ②公募提案書（様式2） <7部>
- ③予算額書（様式3） <7部>
- ④事業者の概要（様式4）（注）
および過去3年分の財務諸表（注） <7部>
- ⑤リーダー・サブリーダー経歴書（様式5） <7部>
- ⑥事務管理責任者経歴書（様式6） <7部>
- ⑦事業者の概要（様式7） <7部>
- ※以上①～⑥の各文書を収めた電子媒体 <1部>

⑦申請受理票（様式7） <1枚>

⑧返信用封筒 <1枚>

返信用封筒は定形とし、返信先の住所・氏名を明記し、返信用切手（80円）を貼付してください。

（注）新設事業者であって、過去3年分の財務諸表がない場合、直近から最大期間あるものの提出で良いものとする。

提出された応募書類は本補助事業の採択に関する審査以外の目的には使用しません。また、応募書類は返却しません。

上記の①から⑥の各書類およびその電子ファイルは、ワープロソフト（Microsoft Wordを推奨）による日本語で記入し、A4版で、通しページを下段中央に付して下さい。また、応募書類の様式は、一般社団法人 Medical Excellence JAPAN (MEJ) のホームページ (<https://www.medical-excellence-japan.org/jp/kasokuka/publicoffering.php>) からダ

ダウンロードできますので、ご利用下さい。

3. 公募期間、応募書類の提出先

公募期間：公募開始 平成26年3月4日（火）
公募締切 平成26年3月24日（月）12時※必着
（受付は郵送もしくは宅配便のみ。）

応募書類の提出先：

一般社団法人Medical Excellence JAPAN
「医療国際展開加速化促進事業」事務局
〒102-0082 東京都千代田区一番町13番地 一番町法眼坂ビル3階
TEL：03-6261-3971（北野・大山）

- ・応募書類は、郵送もしくは宅配便により MEJ に提出してください（公募締切日時までに必着のこと）。
- ・応募書類の持参、FAX および電子メールによる提出は受け付けません。また、公募締切日時を経過した後に届いた申請は、いかなる理由があろうとも無効となります。応募書類に不備がある場合は、審査対象となりませんので、別添「公募申請書類の作成要領」を熟読の上、注意して記入してください。申請書の様式は変更しないでください。

（その他の留意事項）

- ・本公募要領に示された様式以外での応募は認められません。また、補足資料、パンフレット等の様式以外の資料は受領いたしません。
- ・応募後の書類等の変更は認められません。応募書類の差し替えは固くお断りします。
- ・公募締切から採択候補決定までの期間は、内容について確認等の連絡をする場合がありますので、総括事業代表者に確実に連絡が取れるようにしてください。
- ・採択結果は MEJ より通知しますので、通知以前に採択結果に関する問い合わせをしないようにしてください。

4. 公募説明会の開催

本補助事業の内容、手続きについては、以下のとおり説明会を実施いたします。

参加は電子メールでの事前申し込み制とし、1 件の申し込みにつき 2 名を上限とし、先着順に受け付けます。なお、会場の都合上、定員になり次第申し込み受付を終了させていただきます。

○開催概要

日時：平成26年3月10日 受付15：15 開始15：30
（終了予定17：30）

場所：ホスピタルプラザビル3階 会議室
東京都千代田区三番町9-15 ホスピタルプラザビル

定員：100名（先着順）
※当日は、名刺を1枚、ご持参ください。

<公募説明会申し込み>

**一般社団法人Medical Excellence JAPAN
「医療国際展開加速化促進事業」事務局**

E-mail : h25-kasokuka@me-jp.org

申し込み期限 平成26年3月7日 12:00

出席の方それぞれについて下記を明記の上、上記メールアドレスまで送信ください。

<参加者1>

- ・ 所属団体名1
- ・ 氏名1
- ・ メールアドレス1
- ・ 電話番号1

<参加者2>

- ・ 所属団体名2
- ・ 氏名2
- ・ メールアドレス2
- ・ 電話番号2

IV. 審査・選定

1. 審査の方法および手順

学識経験者等からなる「医療国際展開加速化促進事業（日本式医療拠点化機器導入支援事業）審査委員会」（以下、審査委員会という。）を設置し、当該委員会において書類審査を実施し、採択候補を決定します。また、必要に応じて、ヒアリング審査を実施することがあります。

（1）審査プロセス

①書類審査

審査委員会において書類審査を行い、採択候補を決定いたします。

②ヒアリング審査（追加審査）

必要に応じて、審査委員会によるヒアリング審査を東京にて実施します。ヒアリング審査の対象となる案件については、直接、当該申請者に通知します。

ヒアリング審査は下記の予定で開催することを予定しており、総括事業代表者（プロジェクトリーダー）もしくはその代理の方の参加を必須とします。

※日程および場所の詳細は決まり次第、ご連絡致します。

日程：平成26年3月下旬

場所：MEJ事務所

（2）審査にあたっての留意点

- ・「公募申請書類作成の作成要領」を参照下さい。
- ・審査を行う審査委員会および審査委員については、非公開とします。
- ・審査の都合上、応募後に提案内容に関する追加資料の提出を依頼することがあります。

審査結果については、採択候補の決定後、速やかに採択候補を公表するとともに、直接、当該申請者にもお知らせします。

2. 審査基準

審査の基準は、以下のとおりです。

本公募事業では、本補助事業期間内に機器等の購入と設置が完了する必要がありますので、すでに相手国との話が相当程度まとまっており、実施段階にあることが前提となります。また、本公募事業は、日本再興戦略の一環として実施されるものであるため、国際医療協力を留まらず、自立的、継続的発展ができる事業であることが求められます。そこで、申請書を記載する際には、事業性と実現可能性の有無について明確に記載するようにして下さい。

- (1) 本公募事業の目的との整合性に係る評価（様式2—A）
 - ①本公募事業での取り組みの背景と目的が明確になっているか。
（進出先（国、地域）の選定理由等も含む）
 - ②政策目的や本公募事業の目的（P2参照）と提案内容は合致しているか。
- (2) 事業化計画の評価（様式2—B）
 - ①事業スキームが明確かつ具体的に記載されているか。
 - ②事業化計画の詳細（5年程度の収支計画・資金調達の方法・スケジュール・現地パートナーおよび連携状況等）が明確かつ具体的に記載されているか。
※ 本公募事業は、補助事業であるため、機器等の購入費用総額の半額以上は、補助事業者が自己資金にて拠出する必要があります。そのため、購入資金等の調達方法は、具体的に明記するようにしてください。
- (3) 本公募事業の内容の評価（様式2—C）
 - ①本公募事業での具体的な取り組み内容が実効性のあるものか。
 - ② 本公募事業のスケジュールは明確になっているか。
 - ③ 本公募事業で購入設置する機器等が具体的に決まっているか。
- (4) 本公募事業に期待される効果に係る評価（様式2—D）
 - ①本公募事業を通じて得られると期待される成果は、医療機器・サービス等の国際化推進に貢献するものとなっているか。
 - ②本公募事業によって得られると期待される効果・規模に見合う申請金額となっているか。
- (5) 事業の実現性に係る評価（様式2—E）
 - ①本公募事業の実施に適した体制が組まれているか。
 - ②参加団体等の役割、取り組み内容が明確に記載されているか。
 - ③財務・事務管理能力、その他事業を実施する能力があるか。
 - ④本公募事業を円滑に実施するための強みが記載されているか。
—実績、ノウハウ、人的ネットワーク等々

3. 採択された場合の留意点

本公募事業に採択された場合の留意点については、採択された事業者（以下、「採択事

業者」という。) に対して、改めて説明を行いますが、あらかじめ次の点に留意ください。

- ・各採択事業者は、事業期間中、MEJ の求めに応じて、進捗報告を行います。
- ・各採択事業者は、事業期間中、事業の進捗や事業成果等の状況について報告を行います。
- ・各採択事業者には、補助事業を完了した場合または国の会計年度終了後、実績報告書を提出しなければなりません。なお、提出期限は補助事業完了日の 1 週間後までとします。

V. その他

* 本公募要領に関する問い合わせは、別紙の質問状に必要事項を記載の上、電子メールか FAX でご送付ください。

なお、問い合わせ締切りは、平成26年3月18日（火）17：00必着といたします。

＜問い合わせ先＞

一般社団法人Medical Excellence JAPAN
「医療国際展開加速化促進事業」事務局 補助事業担当

メールアドレス：h25-kasokuka@me-jp.org

FAX番号：03-6261-3970

* 個人情報の取得について

本公募申請に関する個人情報は、MEJ と経済産業省が共同で利用いたします。本公募申請に関する個人情報は、「平成25年度補正医療国際展開加速化促進事業」の運営支援・調査業務の遂行のみに利用し、それ以外の目的に利用することはありません。

また、MEJでは、下記の「個人情報保護方針」に則って個人情報を管理しております。

個人情報保護方針：<https://www.medical-excellence-japan.org/jp/policy.html>

以上

質問状

社名			
住所			
TEL		FAX	
E-mail			
質問者			
質問に関連する文章名および頁			
質問内容			